

# トクちゃん新聞

## 6月号

麻疹が流行っているぞですね。梅雨入りも間近。体調管理にご注意を。

平成19年5月29日  
**徳野会計事務所**  
 〒577-0006  
 東大阪市橋根3-12-28  
 TEL: 06-6744-3961  
 FAX: 06-6744-3963  
 URL: <http://www.ft-tax.com/>  
 mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

先日、愛知県岡崎市から税理士の中垣さんが遊びに来てくれました。平成17年に業界の第一人者公認会計士税理士の天野隆先生の私塾「会計人自修塾」の第7期生として、一緒に勉強した仲間です。大阪梅田の阪急インターナショナルで、研修があって、その帰りに寄っていただきました。関西学院大学とTKCが提携して「税理士のための会計・法律講座」という講座が開設されていて、これに全国からTKC会員の税理士さんが参加しているそうです。毎月2日間、金曜の午後と土曜の午後3時まで。中垣さんもこれに参加するため仕事の段取りをつけて、岡崎から来ているそうです。

「大阪らしいものを食べたい」ということでしたので、「お好み焼食べましょか〜」と、候補のお店の情報をお送りし、「この社長の講演で大人気」と補足情報をお伝えしたところ、「わからないので、お店は任せますね。ところで、早速その社長の本、アマゾンで買いました」とのこと。また、土曜日に事務所に来てくださったが、出かけるまで15分ほど、お待ちいただいた際に暇つぶしにと書籍をお渡ししたところ、パラパラ見るところか、タイトルと著者をメモメモモモ・・・。「勉強する人は常にどこでも勉強してる！」と改めて思われました。天野先生に情報収集と整理方法をちゃんと教えていただきましたが、すごいものでした。ただ、やはりダイエットと同じで、習慣にしないと本物ではないのでしょうか。知ってるかどうかより、続けられるかどうか大事なんですよね。

TV通販で話題の「ビリーズブートキャンプ」もスタート後3日坊主の私にとっては耳の痛い話です。  
**五坪先生**を見習わないと！

### ◆税務情報 担当: 大塚

#### 5,000円以下の飲食費の損金算入について ~ 平成18年度税制改正より ~

平成18年度税制改正で交際費課税制度に設けられた「5,000円以下飲食費の損金算入制度」が、この19年3月決算法人の申告書から適用されます。この制度は、「5,000円以下は交際費にならない」と言うようにとられがちですが、そうではなく、本来「交際費」になるものから「一定の要件を満たす飲食費が交際費課税から除かれる。」という認識をすべきです。飲食等に参加した相手先名などが記載できなければ、5,000円以下、例えば1,000円であっても「交際費」になるということです。さらに、もし、税務調査でこの要件に不備があった場合は、「事実の仮想隠蔽」ということになり、「重加算税」の対象となるため注意が必要です。具体的には、一定事項を記載した書類の保存が要件とされていますが、現在公開されている措置法関係通達には書類の形態や記載事項は特に定められていません。国税庁の『交際費等(飲食費)に関するQ&A』を参考に、保存書類の記載事項についてまとめると、おおよそ下記のような事項を記載する必要があるようです。

- ＜交際費等の損金不算入のための保存書類への記載事項＞
- ①当該飲食等のあった年月日。
  - ②当該飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に係る者等の氏名、名称、及びその関係。  
 ※原則、参加者全員分の記載だが、参加者が多数の場合は「〇〇(氏名)社長他30名、仕入先」という表示も可。また、接待した側の氏名・人数は記載要件とされていませんが、③を考えると記載した方が望ましいでしょう。
  - ③当該飲食等に参加した者の数。
  - ④当該費用の金額、その飲食店名、及びその所在地。

★上記、①～④の事項が正しく記載されていれば、飲食店が交付する領収書でも保存書類として認められます。18年度の改正で、社外の者との飲食費について5,000円以下は損金算入可という金額基準は明確になりましたが、保存書類の記載事項等が明確でないため、今まで以上に飲食費の詳細把握し、きちんと保存しましょう！！

### ◆感動したことを話そう!! 担当: 大塚

日々の生活の中で、何かしら、感動することがあるでしょう。実生活だけでなく、本や映画やTVなどでも感動することがあるとは思いますが、その感動を自分の心の中だけに留めておくのではなく、**人にも話してみよう!**人それぞれ価値観など違うため、必ずしも共感を得られないかもしれませんが、どうい理由で感動したのかということ言葉をにし、なおかつ自分と同じように感動してもらうには、整理して話さないと伝わりません。自分の感動したこともきちんと説明できないようでは、仕事上、相手を納得させることは難しいでしょう。感動を人に伝えることは、ある状況を整理して説明し、相手を説得するという練習にもなります! 今日からはじめてみてはどうですか! ? [ 参考文献: 『あたりまえだけどなかなかできない仕事のルール』 著者: 浜口直太 明日香出版社 ]

### ◆家電量販店のナゾ!? SALE 担当: 大塚

「他店よりも1円でも高い場合は、お申し付け下さい! その価格以下で販売します!!」家電量販店などで、このセリフをよく見かけますよね。一見、この店が一番安い価格の店であるように思えます。ところが、これは「最低価格保障」といって、業界内での過度な価格競争を排除するためのテクニクのひとつなんだそうです。仮にある店がこの「最低価格保障」を行っている場合、他の競合店は大幅な価格引下げをしても、この店が自動的に同価格以下に引き下げるため、競合店は価格引下げのメリットがありません。そのため競合店にはなかなか価格を下げていく、その結果、「最低価格保証」をしている店もそれほど価格を下げなくても販売でき、結果的に、業界内の過度な価格競争を抑える効果があるそうです。 [ 『ビジネス・エコノミクス』 著者: 伊藤元重 日本経済新聞社 ]

### ◆税務スケジュール (6月)

**6月11日(月)**  
 ・5月分 源泉所得税の納付  
 ・5月分 住民税の納付(特別徴収)  
 ・12~5月分 住民税の納付(特別徴収・納期の特例分)

**7月2日(月)**  
 ・4月決算法人 確定申告  
 ・10月決算法人 中間(予定)申告  
 ・5月分社会保険料納付

所得税の予定納税額の通知が届きます!  
 ・廃業、休業等のため平成18年度より所得が減少する場合  
 ・業績不振のため、明らかに平成18年度より所得が少なくなる見込みなどの場合、「**予定納税額の減額**」を申請することができます。

担当: 岡村

### ◆経理合理化のススメ 担当: 荒田

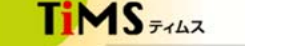
『経理合理化インストラクター』荒田が、来る6月22日(金)、「あなたの会社もここまでできる経理の合理化(仮)」と題しまして、生野産業会さまにてセミナーをさせていただきます。

内容は「なぜ経理は変わらなければならないのか?」「現金を手許に置かない!」「経理の仕事は毎日やらない!」「もう銀行へは行かない!」「パソコン会計を導入し、手書きでやらない!」「事務作業はやらない!業績に貢献する仕事へシフトしよう!」

といった感じです。ご興味を持たれた方は、詳細をお伝えいたしますので、ご連絡いただければと思います♪

### ◆専門家の声 玉坪郁子先生 (社会保険労務士)

●プロフィール  
 創価大学卒業 2001年9月 開業  
 □現在取り組んでいるテーマ 中小企業のメンタルヘルス対策 個人特性分析・組織分析をもとにした元気な会社づくり等  
 URL: <http://www.timsbiz.com/>



※さらに、詳しい情報は、当事務所HPへ「**専門家の声**」をご覧ください。



●徳野・徳野会計へのコメント  
 ビジョンを持って、しなやかに、謙虚に、正義感にあふれて・・・開業当時から変わらず力強く走り続けられている徳野さんの姿に、いつも刺激されています。また、事務員さんたちが所長の気持ちをしっかり受け止めて研鑽されている姿も清々しく、いい事務所だなあいつも思います。

●PR  
 人の元気が企業の元気だと思っています。社員の方々が元気に安心して働けるような制度や規程を構築していくお手伝いをさせていただきます。人事制度や給与制度については、私が代表を務めるLLPヒューマン・アセット・マネジメントで対応させていただきます。身近な社会保険制度に目を転じると、社会保険制度自体をご存じないというか、あまり意識されずに保険料だけ支払われている事業主さんが多いです。社員の方々はなおさらです。もったいないです。社員の方々に制度を理解して頂く場合は会社しかないんじゃないかと思っています。年金、健康保険、労災保険、雇用保険の各制度～企業年金、ライフプランにいたるまで、社内で研修会を開く等、社労士をもっと上手に使っていただけたらと思います。現在の興味は、「時間管理」と「**リスミック・ボクシング**」。元気だけが強みです。

### ◆スタッフより

清水です。  
 初夏を感じる季節になりましたがみなさんいかがお過ごしでしょうか?

この度6月末日をもって退職することになりました。おめでた!?ではなく今後そうなればよいなということで退職させていただくことになりました。入社したのが平成15年11月なので約3年半の勤務ですが実際はもっと長く勤務していたような気がしています。

会計事務所勤務は当所が初めてということもあり不慣れなことも多くみなさまにご迷惑をおかけしましたが、温かく対応してくださり心より感謝しております。また所長をはじめスタッフにも支えていただき、現在の自分があるのは大勢の方々のおかげです。本当にありがとうございました。

結婚してからは「おいしいな」と言ってごはんを食べてくれたり何気ない日常がとても幸せに感じます。そんな生活を大切にしつつ、子供が生まれるまでは自分の為にも時間を使おうと思っています。退職したことを後悔しないように・・・。税理士としては将来、主人と共に事務所を開くことができたらと思っています。

今までお世話になり本当にありがとうございました。

### ◆税金クイズ 担当: 清水

Q.1 イチローのように外国に住むスポーツ選手が外国で得る収入に日本の税金がかかるのでしょうか?

Q.2 小学生がタレントなどの芸能活動でもらったお給料には税金がかかるのでしょうか?

「はい」が正解です。Q.1は「はい」、Q.2は「いいえ」です。外国に居住する場合は、外国の税制が適用されます。日本の税制は、日本に所得を生じさせる場合に課税されます。Q.2は、小学生は未成年者であるため、親の所得に組み込まれるか、または本人の所得として課税される場合があります。